

## ドイツの言語と文化 第7回 文化パート4

範囲: 教科書第六章、第七章 (S. 78 - S. 115)

### 第六章 内外の難問 (S. 78 - S. 96)

#### 賠償問題 (S. 78)

ヴェルサイユ条約でドイツの賠償金支払いが決定→その後、具体的な金額が話し合われる  
→ロンドン会議 (1921年) でいったん決定

- ・総額 1320 億マルク、1年で20億マルク (輸出額の26%)
- ・フェーレンバッハ内閣 (人民、中央、民主) 総辞職→**ヨーゼフ・ヴィルト (Josef Wirth)**  
内閣 (社民、中央、民主、首相は中央) が賠償金受け入れへ
- ・すぐドイツの支払不能がわかる→カンヌ会議、ジェノヴァ会議へ (1922年)
- ・ロシア問題…連合国はロシア (ソ連) に帝政時代の債務を認めさせるため、代わりにヴェルサイユ条約にソ連を加えてドイツへの賠償請求権を与えようとする

#### 国境紛争 (S. 80)

ヴェルサイユ条約でのドイツの国境の変動

- ・無条件で失う: アルザス・ロレーヌ、ポーランドの大部分、海外植民地
- ・住民投票で決定: ザールラント、南シュレスヴィヒ、東プロイセン (以上ドイツ側が勝利)、シュレージエン (ドイツ側が勝利したのにドイツ不利な分割へ)  
→シュレージエンの帰属をめぐるドイツ国民のヴェルサイユ条約不信へ

#### 独立社会民主党の分裂 (S. 82)

独立社会民主党における左右対立

- ・左派は共産党とほぼ同じ路線
- ・右派は多数派社民党に近い路線…ハーゼ (1919年に暗殺)、ベルンシュタイン (1919年に社民党に復党) デイットマン、カウツキー、ヒルファードィングなど

コミンテルン加入問題

→コミンテルン側は独立社民党の共産党との合同やカウツキー、ヒルファードィングら (ロシア革命の路線に反対の党员) の排除を要求 (1920年第2回大会の21カ条の条件)

→独立社民党の分裂、右派は多数派社民党、左派は共産党へ

→党员 80万人中の30万人が共産党に流れる

\* **コミンテルン (Comunist International)** は各国共産主義政党の国際組織 (1919年結成) で、事実上ソ連共産党の指導下にあった。**一国一前衛党**が望ましいとされる。

\*\* 第一インターナショナル(マルクス時代の国際組織)、第二インターナショナル(第一次大戦まで存続し、社民党が加入していた国際組織)に対して**第三インターナショナル**とも呼ばれる。

### 共産党の混迷 (S. 84)

1920年大会でコミンテルン(=ソ連)はドイツ共産党に非合法組織結成と革命行動を要求  
→一月蜂起後の指導者、パウル・レヴィ(Paul Levi、ルクセンブルク派)による議会参加方針と衝突

→レヴィは指導者辞任へ

### マンスフェルト蜂起 (S. 86)

1921年、コミンテルンはハンガリーの革命家、**クン・ベーラ**をドイツ共産党に派遣、ザクセン州のマンスフェルト(鉱山地帯)で蜂起を指導

\* ハンガリー人は姓一名前の順の表記なので、クンが姓、ベーラが名前。

→失敗、例によって政府の派遣した軍隊に鎮圧

→同年のコミンテルン第3回大会でレーニンに批判される

・コミンテルンの方針転換の背景…**新経済政策**(ネップ)による資本主義国との妥協方針

### ラッパロ条約 (S. 88)

1922年、ドイツとソ連間で**ラパロ条約**を締結

- ・ドイツ側の出席者: 首相ヴィルト、外相**ヴァルター・ラーテナウ**(Walther Rathenau)
- ・ドイツ、ソ連相互の外交的承認、賠償要求の放棄

ラパロ条約の背景

- ・ドイツは賠償金を払いたくない、ソ連は帝政時代の債務を負いたくない利害の一致
- ・ヴェルサイユ条約に苦しむドイツ、資本主義国の包囲に苦しむソ連の利害の一致
- …政府の東向き政策(Ostorientierung、西方に対抗するため東方と結ぶ)、ゼークトら軍部のソ連・ポーランド戦争(1919年~1921年)への協力としても結実

### ラーテナウの暗殺 (S. 92)

国軍に入れなかった義勇軍によるヴェルサイユ条約体制維持派の暗殺の多発

…エルツベルガー(1921年)、ラーテナウ(1922年)

ヴァルター・ラーテナウはユダヤ人、AEG(ドイツ最大の電機会社)創業者の息子、作家・評論家でもあった人物

### 共和国保護法 (S. 94)

ラーテナウ暗殺を受け、ヴァイマル憲法第48条(⇒教科書第四章、授業第6回)によって

共和国保護法の制定、右翼団体の禁止（エーベルト大統領）

政権への人民党（党首**グスタフ・シュトレゼマン**、Gustav Stresemann）参加をめぐって  
ヴィルト内閣崩壊→**ヴィルヘルム・クーノ**（Wilhelm Cuno）内閣（人民、中央、民主、バイエルン人民、首相は非党员）へ

### 第六章のまとめ：1920年～1922年の独ソ関係（補足）

	ソ連 vs. ドイツ共産党	ソ連 vs. ドイツ政府
1920年	7月、コミンテルン第2回大会、21カ条の条件 →10月独立社民党の分裂、左派は共産党と合同	（ソ連・ポーランド戦争に際して水面下でドイツ軍部や実業界が協力、ドイツ外務省は「東向き政策」を提唱）
1921年	3月、コミンテルンの指導下でマンズフェルト蜂起 →7・8月、コミンテルン第3回大会の方針転換で批判される	5月、独ソ間に軍需物資についての相互援助協定 秋、ベルリンとモスクワに「工業振興会社」、ドイツの対ソ連軍事援助へ
1922年		4月、ラパロ条約 （→6月、ラーテナウ暗殺）

\* ソ連・ポーランド戦争は1919年2月～1921年3月

\*\* ソ連の新経済政策は1921年3月～

### 第七章 1923年の危機（S. 97 – S. 115）

#### ルール占領（S. 97）

ドイツの賠償金支払の停滞→フランスとベルギーが**ルール占領**（1923年1月）

- ・工業施設を占領、物資の供出命令、租税や賃金の差し押さえ
- ・占領地区住民の外部との連絡制限、抵抗運動は軍事刑法で処罰

→政府（クーノ内閣）の対応＝消極的抵抗（サボタージュ）

サボタージュの結果

- ・ドイツ経済への打撃（←ドイツ最大の工業地帯の稼働停止）
- ・右翼は積極的抵抗へと転化させようとする…**シュラーゲター事件**

\* アルベルト・レオ・シュラーゲター（Albert Leo Schlageter）は元義勇軍兵士、ルール占領時にフランス軍に抵抗するも、捕らえられ銃殺される。のちにナチスによって英雄視される。

\*\* ソ連共産党幹部のカール・ラデックは「虚無への漂泊者」演説を行い、シュラーゲターを賞賛（→民族ボルシェヴィズム）。Vgl. 高山洋吉編『世界を変えた言葉Ⅱ：両体制の相克』誠信書房、1959年、49～58頁。

- ・国軍 (ゼークト) も戦争に備え事実上の兵力増強のため義勇軍募集 (闇国防軍)

### インフレーション (S. 99)

第一次大戦中の戦勝を見込んだ国債大量発行+戦後の社会不安による生産の停滞+多額の賠償金+右派政党の反対による富裕層増税の否決 (+ルール占領の経済的打撃)

→大規模なインフレーションへ

**金マルクと紙幣マルク**の比率は、1919年には1:1.95→1923年には1:1807.83

\* 紙幣には**兌換紙幣**と**不換紙幣**があり、兌換紙幣は本位貨幣 (金や銀など) と定率での交換を国家が保証しているが、不換紙幣はそうではなく、単に政府の信用で価値が生じているにすぎない。ドイツの場合、第一次大戦前までは兌換紙幣である金マルクを発行していた (1金マルク=約純金358mg) が、開戦後は不換紙幣の紙幣マルクに変更。ただし、戦後の賠償金は金マルクでの支払を求められた。

\*\* 大抵の国は、第一次大戦中は兌換紙幣による**金本位制**を不換紙幣による**管理通貨制度**に切り替え、第一次大戦後に金本位制に復帰し、その後また管理通貨制度に戻っている。日本の場合、1917年に金兌換停止、1930年に金兌換復帰、1931年に金兌換再停止。

### 中産階級の没落 (S. 101)

インフレによる賃金の実質的低下→生産コスト低下で輸出有利に→資本家には利益になる一方、労働者と中産階級には打撃→中産階級が労働者と変わらぬ生活程度に→中産階級の共和国とヴェルサイユ体制への憎悪

ドイツの産業構造の変化: 中小企業の倒産→大企業の独占と集中、コンツェルンの台頭

\* これはマルクス主義者が主張したのと同じ状態でもあった。

### シュトレゼマンの登場 (S. 103)

1923年8月のクーノ内閣の議会での不信任→シュトレゼマン内閣 (共産党と国家人民党以外が与党) へ

グスタフ・シュトレゼマンの経歴

・中産階級出身、大戦中は「勝利の平和」派で帝政支持者であったが、戦後は共和国支持派かつヴェルサイユ条約履行支持派へ

・戦後、元「勝利の平和」派のため民主党に入れず人民党を結成、共和国支持勢力に育成  
シュトレゼマンのルール占領対応

…消極的抵抗の中止によってかえってフランスの内閣を退陣、態度を軟化させる

シュトレゼマンのインフレ対応

・いったん金ではなくドイツの不動産や商工業資産にもとづく**レンテンマルク**の発行→旧1兆マルク=1レンテンマルクで交換→翌1924年に金本位制復帰 (ライヒスマルク)

\* レンテンマルク (Rentenmark) のレンテ (Rente) は地代の意味。

- ＊ ＊ 金本位制ではない新マルクの発行案には、ライ麦マルク、土地マルクなどがあった。また、蔵相ヒルファールディングは金本位制での新マルク発行を主張していた。
- ・シュトレゼマン、ヒルファールディングのほか、**ヒヤルマール・シャハト**（Hjalmar Schacht、民主党）などが関わっていた

### バイエルンの異常事態 (S. 106)

バイエルンの右翼政権による共和国保護法適用の事実上拒否→ほかの州で禁止されている右翼団体が多数存続

ヒトラーの台頭

- ・1920年3月、ドイツ労働者党→**国民社会主義ドイツ労働者党**（Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei=**NSDAP**）へ
- ・1921年夏に NSDAP の総権力を掌握、党の準軍事組織である**突撃隊**（Sturmabteilung =SA）を結成
- ・カップー揆の際にはルーデンドルフの知遇を得る
- ・当時の政策：インフレで儲けた業者の財産没収や大企業の国営化（社会主義的政策）、ユダヤ人の追放、ヴェルサイユ条約の打破
- インフレで没落した下層中産階級、青年層の支持を得る（党員は5万人）

### ミュンヘン一揆 (S. 108)

シュトレゼマン内閣発足に際するバイエルンで右翼革命の計画（ただし、各勢力の思惑はそろわなかった）

- ・ヒトラー、ルーデンドルフ…国民社会主義、ミュンヘンで蜂起、ベルリンに進軍
- ・カール（元バイエルン州首相）、バイエルン人民党
- …王党派、ヴィッテルスバッハ家の国王復帰、ドイツからの独立を計画
- （・ゼークト（国軍）…右翼独裁政権樹立には内心賛成でも、軍の秩序を乱すのには反対）
- 1923年9月、バイエルン政府は非常事態（**Ausnahmezustand**=例外状態）を宣言、カールに全権を与える
- 中央のシュトレゼマン政府はこれに対応し、ドイツ全土に非常事態宣言、動きをバイエルンに封じ込める
- 11月、ヒトラーがカール支持派の集会に乱入、ドイツの臨時政府指導者就任を宣言（ルーデンドルフは国民軍司令官、カールはバイエルン総督の案）
- カールや在バイエルン国軍はヒトラーの前では宣言に賛成するが、すぐ裏切ってヒトラー指揮下のデモ隊を武力制圧
- ヒトラーとルーデンドルフは逮捕、右翼革命は失敗

### 共産党の新戦術 (S. 111)

コミンテルンの方針転換 (1921年、第3回大会) →社民党の反主流や支持層と組んで「統一戦線」、「労働者政府」を目指す

共産党の状況

- ・右派 (指導者はハインリヒ・ブランドラー、Heinrich Brandler)
- …ソ連の指示に従い、インフレ後の労働者貧窮化で高まった革命行動を抑える
- ・左派…ブランドラーを批判

ソ連の方針…ドイツの共産革命ではなく、ルール占領を契機に右翼と組んでもドイツを反西欧闘争へ駆り立てる (ラデックの民族ボルシェヴィズム路線)

### 中部ドイツの革命計画 (S. 113)

シュトレゼマンによるドイツの英仏との妥協 (1923年秋)

→コミンテルンの再方針転換→ザクセン州とテューリンゲン州で共産党員が社民党政府に入る (「労働者内閣」、「統一戦線」の実施)

→例によって国防相ゲスラーによる国軍派遣で鎮圧 (共産党のブランドラーは辞任)

→合法的に成立した連立政権の武力制圧のため、社民党はシュトレゼマン政権から離脱

→1923年11月、シュトレゼマン内閣総辞職、**ヴィルヘルム・マルクス (Wilhelm Marx)** 内閣 (人民、中央、民主、バイエルン人民、首相は中央) へ

### 第七章のまとめ: 1923年危機 (ルール占領、インフレーション) への対応 (補足)

左翼	政府	右翼
ルール占領への消極的抵抗を支持 →抵抗解除には反対 (共産党)	クーノ内閣: ルール占領への消極的抵抗の呼びかけ →シュトレゼマン内閣: 消極的抵抗解除	ルール占領への積極的抵抗: シュラーゲター事件 →抵抗解除には反対 (国家人民党など)
労働者の窮乏化→支持の拡大→革命行動は自重 (コミンテルンの方針転換)	シュトレゼマン内閣: レンテンマルク発行によるインフレ收拾	中産階級の窮乏化→支持の拡大→NSDAPの台頭 (バイエルンで)
テューリンゲンとザクセンでの合法的な政権入り (コミンテルンの再方針転換) →政府により制圧	シュトレゼマン内閣: ドイツ全土の非常事態宣言で対応→ ←武力制圧	バイエルンで非常事態宣言 →ヒトラーのミュンヘン一揆→カールや国軍の態度変更で制圧

#### 連絡先など

講師のメールアドレス: token@nifty.com 講師のウェブサイト: <http://hhasegawa.la.coocan.jp/>

授業のサイト (配付資料あり): <http://hhasegawa.la.coocan.jp/lecture/2018/2018sitDeutscheSpracheundKultur.html>